○防衛省告示第十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が平成二十六年一月三十一日次のとおり決定された。

平成二十六年二月三日　防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約六一、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 格納庫等として追加提供する。

○関東地方整備局告示第二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年二月三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	清水　康成
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年二月一日

○関東地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十六年二月三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園

三　事業施行期間　自平成二十六年二月三日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都東久留米市中央町三丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千三百八十一号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線

三　事業施行期間　自平成十一年六月二十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画道路事業三・三・三十六号相原鶴間線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市鶴間地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字中島一三五四番地先から同市上細井町字蝉山一六五三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所
〃	前橋市日輪寺町字京塚一七九番地先から同市日輪寺町字伊勢一三六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年二月三日

○関東地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月三日　関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野市大字北長池字海老池八一〇番一から同市大字柳原字居村前一四九〇番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月三日